

令和5年度電波の利用状況調査 免許又は登録を要しない無線局に係る調査
対象設備一覧

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号。以下「証明規則」という。）第2条第1項に規定されている特定無線設備のうち、令和5年度の調査対象設備は次のとおり。

証明規則における該当条項	システム名称
第2条第1項第8号 特定小電力無線局	テレメーター、テレコントロール、データ伝送 (915MHz を超え 930MHz 以下、1,215MHz を超え 1,260MHz 以下)
	ラジオマイク (806MHz を超え 810MHz 以下)
	移動体識別 (915MHz を超え 930MHz 以下、2,400MHz 以上 2483.5MHz 以下)
	ミリ波レーダー (60GHz を超え 61GHz 以下、76GHz を超え 77GHz 以下、77GHz を超え 81GHz 以下)
	特定小電力機器（移動体検知センサー用） (10.5GHz を超え 10.55GHz 以下、24.05GHz を超え 24.25GHz 以下、57GHz を超え 66GHz 以下)
第2条第1項第19号	2.4GHz 帯小電力データ通信システム① (2,400MHz 以上 2,483.5MHz 以下)
第2条第1項第19号の2	2.4GHz 帯小電力データ通信システム② (2,471MHz 以上 2,497MHz 以下)
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz 帯小電力データ通信システム③（屋外で使用する模型飛行機の無線操縦用） (2,400MHz 以上 2,483.5MHz 以下)
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム④（屋外で使用する模型飛行機の無線操縦用） (2,471MHz 以上 2,497MHz 以下)
第2条第1項第19号の3（※）	5GHz 帯小電力データ通信システム (5,150MHz を超え 5,350MHz 以下、5,470MHz を超え 5,730MHz 以下)
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム (24.77GHz 以上 25.23GHz 以下、27.02GHz を超え 27.46GHz 以下)
第2条第1項第19号の4の2	60GHz 帯小電力データ通信システム① (57GHz を超え 66GHz 以下)
第2条第1項第19号の4の3	60GHz 帯小電力データ通信システム②（空中線電力 10mW 以下） (57GHz を超え 66GHz 以下)
第2条第1項第19号の11	5GHz 帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局（空中線電

	力 0.01W 以下) (4,900MHz を超え 5,000MHz 以下)
第 2 条第 1 項第 21 号	時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話 (1,893.65MHz 以上 1,905.95MHz 以下)
第 2 条第 1 項第 21 号の 2	時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話 (1,895.616MHz 以上 1,904.256MHz 以下)
第 2 条第 1 項第 21 号の 3	時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話 (1,891MHz 以上 1,914MHz 以下)
第 2 条第 1 項第 22 号	PHS 陸上移動局 (1,884.65MHz 以上 1,915.55MHz)
第 2 条第 1 項第 32 号	狭帯域通信システムの陸上移動局 (5.815GHz 以上 5.845GHz 以下)
第 2 条第 1 項第 33 号の 2	狭帯域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信 を行う無線局 (5.775GHz 以上 5.805GHz 以下)
第 2 条第 1 項第 47 号	超広帯域無線システム① (3.4GHz 以上 4.8GHz 未満、7.25GHz 以上 10.25GHz 未満)
第 2 条第 1 項第 47 号の 2	超広帯域無線システム② (24.25GHz 以上 29GHz 未満)
第 2 条第 1 項第 47 号の 3	超広帯域無線システム③ (7.587~8.4GHz の周波数のみを使用する もの) (7.587GHz 以上 8.4GHz 未満)
第 2 条第 1 項第 47 号の 4	超広帯域無線システム④ (7.25GHz 以上 9GHz 未満)
第 2 条第 1 項第 64 号	700MHz 帯高度道路交通システムの陸上移動局 (755.5MHz を超え 764.5MHz 以下)
第 2 条第 1 項第 75 号	5.2GHz 帯高出力データ通信システムの陸上移動局 (5,150MHz を超え 5,250MHz 以下)
第 2 条第 1 項第 78 号	5.2GHz 帯小電力データ通信システム (自動車内用) (5,150MHz を超え 5,250MHz 以下)
第 2 条第 1 項第 79 号	6GHz 帯小電力データ通信システム (VLP モード) (5,925MHz を超え 6,425MHz 以下)
第 2 条第 1 項第 80 号	6GHz 帯小電力データ通信システム (LPI モード) (5,925MHz を超え 6,425MHz 以下)

※ 令和元年 7 月 11 日付け総務省令第 27 号による改正前の証明規則第 2 条第 1 項第 19 号の 3、第 19 号の 3 の 2、第 19 号の 3 の 3 を含むこととする。